

平成19年6月14日

各位

会社名 株式会社 飯田産業
代表者名 代表取締役社長 兼井 雅史
(コード番号 8880 東証第1部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 経営企画部長
千葉 雄二郎
(TEL 0422 - 36 - 8848)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は平成19年6月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成19年7月27日開催予定の第31回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

対象となる管理職の意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進すると共に優秀な人材を確保することを目的に、ストックオプションとして特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当日

平成19年8月14日

(2) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員75名

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式129,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の株を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で発行されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(4) 割り当てる新株予約権の総数

1, 290個を上限とする（発行時の新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株）。ただし、上記(3)に定める株式数の調整を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権と引換えにする金額の払込の要否

金銭の払込を要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月27日から平成25年7月27日までとする。

(8) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める、増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は平成19年7月27日開催予定の第31回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得の条件

①当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされた時、ならびに、株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

②当社は新株予約権の割当を受けた者が(9)の①、②の条件に該当しなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は無償で取得できる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上